

ガ ス 選 択 約 款

(家庭用ガス温水床暖房契約)

平成 2 4 年 1 2 月 1 5 日 実施

野田ガス株式会社

1. 目 的

この選択約款は、家庭用ガス温水床暖房の普及を通じ、当社の供給設備の効率的利用および効率的な事業運営に資することを目的といたします。

2. 選択約款の届出及び変更

- (1) この選択約款は、ガス事業法第17条第12項の規定にもとづき、関東経済産業局長に届け出たものです。
- (2) 当社は、関東経済産業局長に届け出てこの選択約款を変更することがあります。この場合、当社は届出内容をあらかじめ使用者に通知の上、使用者との需給契約の内容は変更後の選択約款によるものといたします。
- (3) 当社は、一般ガス供給約款を変更した場合には、変更内容をあらかじめお客様に通知の上、この選択約款を変更することがあります。

3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次の通りといたします。

- (1) 「家庭用ガス温水床暖房」(以下「床暖房」といいます。)とは、エネルギー源として都市ガスを使用し、4(1)①の専用住宅又は4(1)②の併用住宅の居住部分にて、温水を循環させる機能を有する熱源機により床面下に設置した配管に温水を供給して暖房を行う機器をいいます。
- (2) 「居室」とは、住居の目的のために日常的に使用する室をいいます。
- (3) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。
- (4) 「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の目的に使用する部分とが結合している住宅をいいます。
- (5) 「冬期」とは、12月使用分(11月検針日の翌日から12月検針日まで)から3月使用分(2月検針日の翌日から3月検針日まで)までの4ヶ月の期間をいい、「その他期」とは、4月使用分(3月検針日の翌日から4月検針日まで)から11月使用分(10月検針日の翌日から11月検針日まで)までの8ヶ月の期間をいいます。
- (6) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合その計算の結果1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
- (7) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。
- (8) 「単位料金」とは、8に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) 床暖房を以下のいずれかの条件で使用されること。
 - ① 専用住宅で使用する。
 - ② 併用住宅で、業務部分と居住部分に分離して居住部分に専用でガスメーターが設置されていて、居住部分で使用する。
- (2) 1 需要場所におけるガスメーターの能力が 16 立方メートル毎時以下であること。
- (3) 当社が上記 (1) および (2) の条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合において、正当な事由がない限り、需要場所への立ち入りを承諾すること。

5. 契約の締結及び契約期間

- (1) この選択約款に基づく契約の締結を希望されるお客さまは、当社が定める申込方法により当社に申し込んでいただきます。
- (2) この選択約款に基づく契約は、当社がお客さまからの申し込みを承諾した日(以下「契約成立日」といいます。)に成立いたします。
- (3) 契約期間は、契約成立日以降最初の定例検針日(契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます)の翌日から、その定例検針日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日(以下「使用開始日」といいます。)以前の場合は、使用開始日からその翌日以降最初の定例検針日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。
- (4) 契約期間満了日以前に解約の申し込みがない場合、この選択約款に基づく契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日が属する月の翌年同月の定例検針日まで継続するものとし、以降も同様といたします。
- (5) 当社は、この選択約款に基づく契約をその契約期間満了前に解約されたお客さまから、同一需要場所においてこの選択約款又は他の選択約款に基づく契約の申し込みがなされた場合であって、その契約の開始日が当該解約の日から 1 年に満たない日となる場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りではありません。
- (6) 当社は、この選択約款に基づく契約を締結されているお客さまから、その契約期間満了前に他の選択約款に基づく契約への変更の申し込みがなされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。

- (7) 当社は、お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金を、その契約に定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款に基づく契約の申し込みを承諾できないことがあります。
- (8) この選択約款をご選択いただいた場合、同一需要場所において他の選択約款または一般ガス供給約款に基づくガスの需給契約は締結できません。

6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより使用量を算定いたします。

7. 料 金

- (1) 料金は、一般ガス供給約款に規定する支払期限日（以下「支払期限日」といいます。）までにお支払いいただきます。
- (2) 当社は、料金の支払いが一般ガス供給約款に規定する支払義務発生日の翌日から起算して20日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、(6)により算定されたもの（以下「早収料金」といい消費税等相当額を含みます。）を料金としてお支払いいただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が一般ガス供給約款に規定する休日（以下「休日」といいます。）の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。
- (3) 料金の支払いが、早収料金適用期間経過後に行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金としてお支払いいただきます。
- (4) 当社は、早収料金及び遅収料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (5) 当社は、別表の料金表を適用して早収料金を算定いたします。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表の1(3)のとおりといたします。

イ. 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）＝

基準単位料金 + 0.080 円 × 原料価格変動額 / 100 円 × (1 + 消費税率)

ロ. 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金 (1 立方メートルあたり) =

基準単位料金 - 0.080 円 × 原料価格変動額 / 100 円 × (1 + 消費税率)

(備 考)

上記、算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

(2) (1) の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格 (トン当たり)

68,000 円

② 平均原料価格 (トン当たり)

別表の1(3)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が108,800円以上となった場合は、108,800円といたします。

(算 式)

平均原料価格 = トン当たりLNG平均価格 × 0.9604
+ トン当たりLPG平均価格 × 0.0393

(備 考)

トン当たりLNG平均価格は、当社及び営業所等に揭示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算 式)

イ. 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格

ロ. 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格

9. 名義の変更

お客さま又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部若しくはこの選択約款に基づく契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま又は当社は当該契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものいたします。

10. 契約の変更

2（2）又は2（3）の規定によりこの選択約款が変更された場合、当社はこの選択約款に基づく契約を変更することができるものいたします。

11. 解 約

- （1）当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には契約期間中であっても相互にこの契約を解約できるものいたします。ただし、5（5）の規定によりその後の契約の締結にあたって制限を受ける場合があります。
- （2）11（1）の申し出に基づく解約の日は、申し出が相手方に到着した日（以下「解約申出日」といいます。）以降最初の定例検針日といたします。なお、解約申出日が定例検針日と同日の場合は、その日といたします。
- （3）この選択約款に基づく契約が解約された場合、当社はその解約の日の翌日にお客さまから一般ガス供給約款に基づく契約の申し込みがあったものとして取り扱うことがあります。

12. 設置確認

- （1）当社は床暖房が設置されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には正当な事由がない限り住宅への立ち入りを承諾していただきます。
万一立ち入りを承諾していただけない場合は、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、またはすみやかにこの選択約款を解約し解約日以降一般ガス供給約款を適用いたします。
- （2）床暖房を取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。

13. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

この選択約款は、平成２４年１２月１５日から実施いたします。

2. 本選択約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、料金算定期間の末日が平成２４年１２月１５日から平成２４年１２月３１日に属する料金算定期間の早収料金は、平成２４年１２月１４日まで適用のガス選択約款(家庭用ガス温水床暖房契約)に基づき料金を算定するものいたします。

(別 表)

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

(1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。

(2) 従量料金は、基準単位料金または8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(3) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定し

た調整単位料金を適用いたします。

⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(4) 調整単位料金を算定しなかった場合、冬期基準単位料金は、料金算定期間の末日が冬期に属する料金に適用し、その他期基準単位料金は、料金算定期間の末日がその他期に属する料金に適用いたします

(5) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)

① 早収料金に含まれる消費税等相当額=早収料金×消費税率÷(1+消費税率)

② 遅収料金に含まれる消費税等相当額=遅収料金×消費税率÷(1+消費税率)

2. 料金表（その他期）

(1) 適用区分

料金表A：使用量が0立方メートルから25立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B：使用量が25立方メートルを超える場合に適用いたします。

(2) 料金表

① 料金表A（消費税等相当額を含みます。）

a 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	788.52円
------------------	---------

b 基準単位料金

1立方メートルにつき	189.89円
------------	---------

② 料金表B（消費税等相当額を含みます。）

a 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	2,631.19円
------------------	-----------

b 基準単位料金

1立方メートルにつき	116.18円
------------	---------

3. 料金表（冬 期）

（1）適用区分

料金表 A：使用量が 0 立方メートルから 2 5 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 B：使用量が 2 5 立方メートルを超え、5 0 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 C：使用量が 5 0 立方メートルを超える場合に適用いたします。

（2）料金表

① 料金表 A （消費税等相当額を含みます。）

a 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	7 8 8 . 5 2 円
--------------------	---------------

b 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 8 9 . 8 9 円
-------------	---------------

② 料金表 B （消費税等相当額を含みます。）

a 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1 , 5 4 9 . 3 4 円
--------------------	-------------------

b 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 5 9 . 4 4 円
-------------	---------------

③ 料金表 C （消費税等相当額を含みます。）

a 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	4 , 1 6 3 . 2 5 円
--------------------	-------------------

b 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 0 7 . 1 6 円
-------------	---------------